各種支援制度の概要

制度名	概要	対象	実施条件等
1 先進技術型研究 開発助成金制度			
先進技術型研究 開発助成金(テ レコム・インキ ュベーション)	情報通信分野における先進 的な研究開発を行うベンチャー企業等に対し、その研究 開発費の一部を助成する。	民間のベンチャー 企業等	助成対象経費の 2 分の1相当額あるいは3 千万円のいずれか低い額を助成。
国際共同研究助 成金	国際共同研究による先進的な情報通信技術の研究開発 に対し、その研究開発費を助成する。	国際共同研究を実 施する大学、民間企 業等	助成対象経費の 2 分の1相当額あるいは1 千万円のいずれか低い額を助成。
高齢者・障害者 向け通信・放送 サービス充実研 究開発助成金	高齢者・障害者の利便の増進 に資する通信・放送サービス の研究開発を行うための通 信・放送技術の研究開発を行 う民間企業等に対し、その研 究開発費の一部を助成する。	民間企業等	助成対象経費の 2 分の1相当額あるいは3 千万円のいずれか低い額を助成。
2 身体障害者向け 通信・放送役務提 供・開発推進助成 金(情報バリアフ リー事業助成)	身体上の障害のため通信・放 送役務を利用するのに支障 のある人がこれを円滑に利 用できるよう、通信・放送役 務の提供又は開発を行う民 間企業等に対して、必要な資 金の一部を助成する制度	民間企業等 *対象者自身が自らサービスを提供することが必要です。	助成対象経費の2分の1を限度額
3 債務保証制度 注)他の事業に対 する債務保証制 度もあります	通信・放送分野の開拓などを 進める事業(通信・放送新規 事業)に対し、情報通信研究 機構の債務保証により、当該 事業に必要な資金の融通を 支援する制度	民間企業等 *特定通信・放送開 発事業実施円滑化法 に基づき、総務大臣 から通信・放送新規 事業の認定を受けて いること。	債務保証は、原則として1事業当たり1回、 保証限度額は12億円
4 利子補給制度	大都市以外の地域において 電気通信の高度化に資する 事業に対し、当該事業に必要 な資金に係る金利負担の軽 減を通じて支援する制度	地域通信・放送開発 事業を行う電気通 信・放送事業者	貸付残高の0.5%以内(貸付利子の一部を 支援するもの。)